

非正規雇用労働者の正社員化に! キャリアアップを促進する助成金

優秀な人材に長く働いてもらい、事業の生産性を高めるためには、労働者が安心して働く雇用環境をつくることが必要です。そこで助けとなるのが『キャリアアップ助成金(正社員化コース)』です。非正規雇用労働者の能力開発を通じ、正社員化を進める事業主に対して助成金が支給されます。今回はその概要を紹介します。

キャリアアップ助成金 (正社員化コース)

キャリアアップ助成金(正社員化コース)は、就業規則などに基づき、有期雇用労働者などを正社員化した場合に助成されます。対象となる事業主の主要件は以下の通りです。

【対象となる事業主】

- 1.有期雇用労働者などを正規雇用労働者に転換する制度を就業規則または労働協約そのほかこれに準ずるものに規定している事業主であること
- 2.上記1の制度の規定に基づき、雇用する有期雇用労働者などを正社員化した事業主であること
- 3.上記2により正社員化された労働者を、正社員化後6ヶ月以上の期間継続して雇用し、当該労働者に対して正社員化後6ヶ月分の賃金を支給した事業主であること
- 4.多様な正社員への転換の場合にあっては、上記1の制度の規定に基づき正社員化した日において、対象労働者以外に正規雇用労働者(多様な正社員を除く)を雇用していた事業主であること
- 5.支給申請日において当該制度を継続して運用している事業主であること
- 6.転換後6ヶ月の賃金を、正社員化前6ヶ月の賃金より3%以上増額したことなど

【支給額】

- 1.有期→正規:一人当たり 57万円

(大企業:42万7,500円)

- 2.無期→正規:一人当たり 28万5,000円

(大企業:21万3,750円)

※1,2を合わせて、1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は20人まで。
※多様な正社員(勤務地限定・職務限定・短時間正社員)へ転換などした場合には正規雇用労働者へ転換などしたものとみなします。

※生産性要件を満たした加算措置が令和5年4月1日以降より廃止されました。
上記に加えて、条件により加算措置があります。

【手続きの流れ】

1.キャリアアップ計画の作成・提出

雇用保険適用事業所ごとに『キャリアアップ管理者』を配置するとともに、労働組合等の意見を聴いて『キャリアアップ計画』を作成し、管轄労働局長の認定を受けます。転換・直接雇用を実施する前日までに提出します。

2.就業規則、労働協約その他これに準ずるものに転換制度を規定

キャリアアップ計画提出前に転換制度を規定していた場合でも対象になります。ただし、その場合でも『試験等の手続き、対象者の要件、転換実施時期』の規定は必須です。

上記に加えて、その他条件や措置などあります。

3.就業規則等に基づく正規雇用への転換・直接雇用の実施

転換後の雇用契約書や労働条件通知書を対象労働者に交付する必要があります。また、転換後に適用される就業規則等に規定している労働条件・待遇にする必要があります。

4.転換・直接雇用後6ヶ月分の賃金の支払い

転換後6ヶ月間の賃金を転換前6ヶ月間の賃金と比較して3%以上増額している必要があります。

5.支給申請(申請期間の規定あり)

6.審査、支給決定

なお、このコースには上記以外にも細かい支給要件があります。

詳細は厚生労働省ホームページをご確認ください。

出典:厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/001083208.pdf>